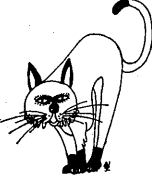


猫を正しく飼いましょう



●猫はしつけによって犬と同じように飼うことができます●小猫のときから首輪をつけて長いひもをつないで飼う習慣をつけましょう●ふん・尿は箱に砂を入れて箱の中でする習慣をつけましょう

昭和53年 3月5日 第388号

発行所 芦屋市精道町7-6 芦屋市役所 発行人 芦屋市長 編集 公聴広報課 市役所の電話 毎月1回5日発行 全世帯配布 昭和29年1月25日第3種郵便物認可 (定価2円) 31局2121番

芦屋市の人口と面積

—53年2月1日推計人口—

人口総数	75,378	世帯数	23,373
男	36,290		
女	39,088	面積	17.31 km ²

所得税の確定申告⇒芦屋税務署 (☎2131)

無料相談ごあんない ●とき 3月7日(火)~10日(金) 午前10時~午後4時 ●ところ 関西電力芦屋サービス店2階(芦屋市精道町、健康センター向い。☎23419) ●お問合せ 芦屋納税協会 (☎315318)

市県民税の申告
↓
市役所税務課

(市民税係 ☎2121 内線267~270)

3月15日まで 申告の

あなたの土地・家屋の新評価額は

昭和52年中に家屋の新・増築、土地の分合筆など、異動があった場合は、新たに価格(評価額)を決定しています。また、昭和52年中にそのような異動のなかった場合は、評価額をすえ置いています。

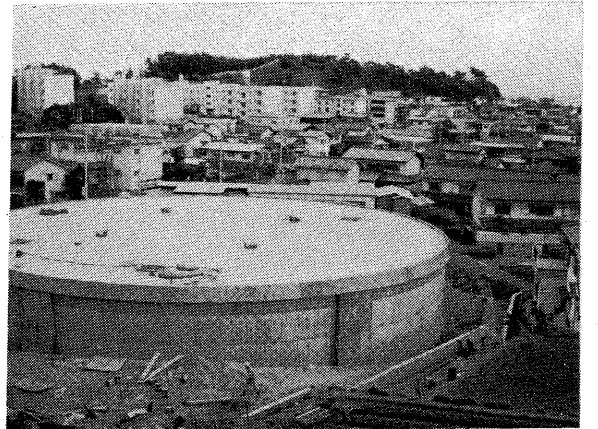
3月20日まで 台帳課税の縦覧 固定資産

■とき・ところ 市役所1階の市民ホールで 午前9時~午後5時 土曜日の午後と休日を除く。
■お問合せ 市税務課固定資産税係 (☎2121 内線272・273)

いよいよ楠町で配水管工事に

埋立地用の配水池

タンクはほぼ完成



外装工事をまつ配水池(岩園町で)

二万市民の水をまかなう

市内のどの位置から眺めても、埋立地に高層住宅群の建設が進んでいるのが見えます。新しいまち

布設工事はシールド法で

配水池の工事に引き続き、埋立地までを結ぶ水道配水管の布設工事を本格的に始めます。

阿保親王陵
西側の道路に

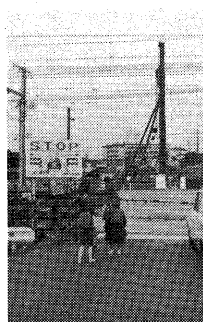
工事場所は、下図のように、楠町四十八番地先から、国鉄東海道線打出踏切を越え市道百四十六号

線(阿保親王陵西側道路)を北上、阪急電鉄神戸線を越え岩園町四十一番地先までの六百七十余の区間で。

工事方法には、①鉄道軌道敷を地中横断しなければならぬこと、②工事区間の道幅が狭いため長期間車両通行止にしなければならぬこと、③工事区間の道路には他

の完成をめざし、日に日に様相を変えている埋立地は、来年三月末の入居開始をひかえて、各種の公共施設の建設も進んでいます。なかでも将来、埋立地に居住される二万市民の水の需要をまかなう配水池が、このたび、外装工事を残しほぼ完成しました。

の埋設物が多いこと、④同じ場所に関西電力が送電ケーブルの布設を予定していたので同時期に工事を実施する方がよいこと、などの事情が重なりました。このため、従来のように道路を掘り返して管



打出踏切からみた工事発進地点を埋設する工法(オープン工法)とは違って、発進地点と到達地点

とにだけ約百平方メートルの出入口を設け、全区間にトンネルを掘って管を埋設する工法(シールド工法)で実施します。

を車両通行止(人は通行できる)にして本格的にとりかかりました。この工事のため、発進地点および到達地点付近の住民のみならず、長期間、車両の出入りや、工事のうへで迷惑をおかけしますがご協力をお願いします。なお、他の工事区間沿線の住民のみならずには、地盤固め工事と試験掘りの際に、何かとご迷惑をおかけすることと思いますが、ご了承ください。

打出踏切を 車両通行止

すでに一月から、この工事の準備のため、現場事務所の建設、資材置場の設置、発進地点の出入口をつくる作業などに着手していましたが、三月一日から国鉄の踏切

市民ひとりひとりがすすめる

春の全国交通安全運動

裏道での事故防止

4月6日(木)~4月15日(土)

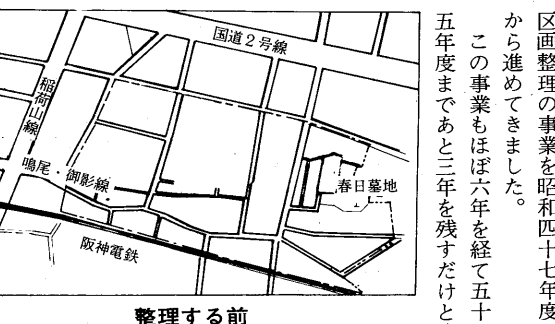
春日土地区画整理事業の推進にご協力を



区画整理事業は、整然としたまちをつくり、立ち遅れている住環境を改善するためのしごとです。本市の東端で西宮市と境を接する六・二八ヘクタールの打出春日町の地域は、幸いにも戦争の被害にあわず、まちは戦前の旧村当時の面影を残しています。そのため道路幅が狭く、袋路も多くあり、また市民の憩いの場である公園がなく、非常時の避難や消火活動にも支障がある状態です。

この事業もほぼ六年を経て五十年から進めてきました。区画整理の事業を昭和四十七年度から進めてきました。この事業もほぼ六年を経て五十年から進めてきました。この事業もほぼ六年を経て五十年から進めてきました。

春日土地の移転を主な内容とする



交通災害共済

加入用紙を(本号に)折込んでいます

1人年間300円の会費で、お見舞金は、傷害の程度に応じ、7,000円(治療期間10日以上)から、700,000円(死亡)まで5段階に分れています。

次のように出張受付をします。(市内の各銀行、郵便局、市役所などでは、すでに受け付けています。)

- ▶ 3月9日(木) 東山消防署
- ▶ 3月15日(水) 岩園図書館分室
- ▶ 3月20日(月) 青少年センター
- ▶ 3月22日(水) 大東公園
- ▶ 3月28日(火) 奥山派出所
- ▶ 3月30日(木) 三条自治会館

いずれも午前10時から午後3時まで、雨天のときは中止。

水道事業

「じゃ口をひねると「ジャー」 心地よく音をたてて出てくる水道の水……。この水は、天からのもらい水でもなければ、限りなくあるものでもありません。自然の水に手間と費用をかけた製品なのです。水は、私たち人間にとって一日も欠かすことのできない貴重な資源です。この水を、いつでも必要と、必要なだけ、皆さんのご家庭にお届けするために、安心して飲める水にするための処理をする費用、施設を造つたり、施設を維持するための費用が必要です。今回は、水道事業のしくみと、製品（飲める水）にするための費用面について、皆さんとともに考えていきたいと思います。



市民のくらしと行財政Ⅱ
真の「市民サービス」を求めて

最終回

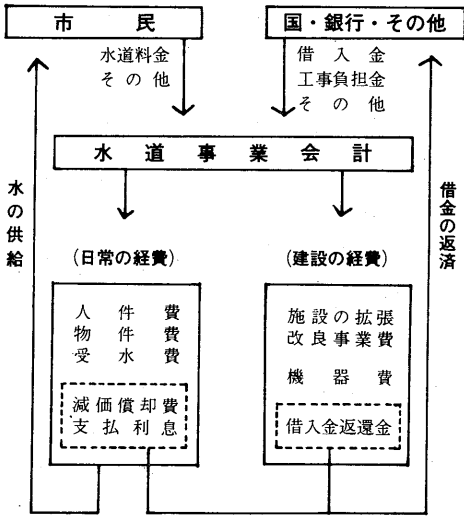
水道事業経営のたてまえ

水道事業は、清浄な飲める水を配水管を通じて使用者にお届けするため、受益（使った水の量）に応じて、必要な経費を使用者の皆

さんに負担（水道料金というかたちで）していただくことによりなりました。つまり、一部、ダム建設費の支払利息の補助はあるものの、市税を主な財源とする一般会計からは独立した会計制度（独立採算制といいます）をとっています。

水道料金は安いにこしたことはありませんが、水道事業として収

図1 財政のしくみ



皆さんのご家庭においても、三年先、五年先という目標があるように、水道事業にも何年か先を目標とした事業計画があります。これは、日常の円滑な給水を確保するため、ダムや配水池を作る費用や古い配水管を取り替える費用などを年次別に計画し費用計上したもので、これに基づいて財政計画がたてられます。財政計画は、図1の「日常の経費」と「建設の経費」を一定の期間を通じて計画したもので、水道料金はこれによって算出された適正な原価をもとに

して決められるものです。

計画に基づく水道料金

現在の水道料金は、五十一年四月から適用されているものですが、これは、五十一年度から五十三年度までの三年の財政計画に基づいて決められているものです。

改正前の料金は、四十四年度から四十八年度までの財政計画に基づいて決められたもので、本来なら四十九年度から新しい計画に基づく新料金にするべきところでしたが、当時、石油ショックによる経済変動、電気・ガスの公共料金の値上げなど、いろいろの事情を考慮して、五十一年度までは新しい財政計画を作らないままでも推移しました。そのため五十一年度末で多額の累積赤字をかかえる結果になりましたが、五十一年四月に現在の料金に改正する際、市民の皆さんの負担をできるだけ低く抑えるため、やむをえずこの累積赤字は一時たな上げし、料金には算入しな

水をつくりお届けするための費用

水をつくりお届けするための費用

が終了すれば、適時適切に次の計画を立てることが必要となります。

水道の水源は、大きくわけて川や湖の水、ダムの水、地下水と三つありますが、それぞれの水を「飲める水」に処理し、皆さんのご家庭のじゃ口までお届けするまでには、多くの人手と経費がかかっています。ところで図2のように、水一立方メートル当りの費用（日常の経費）は年々高くなっ

図2 水1m³当りの費用

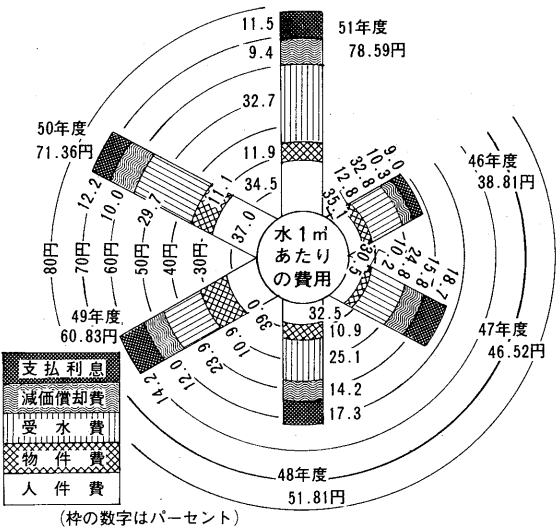
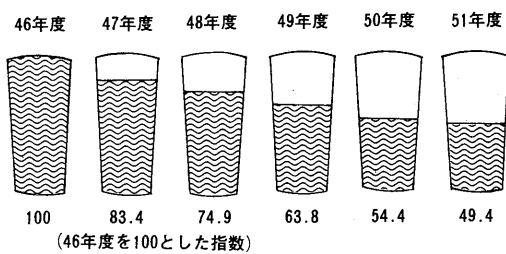


図3 同じ金額でつくることができる水



市教育委員会からのお知らせ

私立幼稚園児に補助金を交付

市内に住み、私立幼稚園に在園している園児の保護者に対して、私立幼稚園奨励補助金の昭和五十二年後期（十月～三月・六か月）分を交付します。

▼該当園児：昭和四十六年四月一日生まれの四・五才児。

▼交付額：園児一人当り月額千円。▼申込方法：三月六日（月）～三月十八日（土）

▼申込期間：三月六日（月）～三月十八日（土）

▼お問合せ：市教育委員会庶務課（☎2121内線502）

留守家庭児童会への入級（新一年生）

市では留守家庭児童（一年生、三年生）を対象に、午後一時から五時まで、学校の教室などで、指導員といっしょに遊びを中心に毎日生活しています。今年新一年生になる子供で、学校が終わって一人で留守番をしないといけない子供のための学級です。入級されたいかたは次の方法で手続をしてください。

▼入級手続期間：三月十三日（月）～三月十八日（土）

私立・国立の小・中学校へ就学される場合は市教委へ届出を

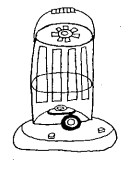
お子さんが芦屋市立小・中学校以外の学校へ就学される場合、その保護者のかたはすみやかに市教育委員会へ届出をいただかなければなりません。まだ届出をされていないかたは、就学される学校の入学許可証と印鑑を持って市教育委員会庶務課（☎2121内線502）までおいでください。

春の全国火災予防運動

二月二十八日～三月十三日
『使う火を消すまで離すな目と心』

- 山林火災警戒期間：三月二十一日～四月下旬
- 自治体消防発足三十周年記念式典：三月十二日（日）
午前七時～十一時三十分 市消防本部屋上
- 危険物施設点検要領説明会：三月十三日（月）
午後一時三十分～四時三十分 市消防本部二階会議室

石油ストーブは対震自動消火装置つきで



移動式の石油ストーブのうち、地震などの際一瞬にして消える対震自動消火装置のついていないものは四月一日から使えなくなりま

第一回臨時市議会報告

ことしはじめての第一回臨時市議会が一月二十七日から二月六日までの会期十一日で開かれ、市長提出議案三件を可決、報告一件を承認しました。結果は次のとおりです。

報告第一号「専決処分報告（昭和五十二年度芦屋市公共用地取得費特別会計補正予算）」（承認）。

議案第一号「芦屋市立小学校および中学校の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第二号「昭和五十二年度芦屋市一般会計補正予算」

議案第三号「芦屋市職員の退職手当等の特別措置に関する条例の制定について」

議案第四号「芦屋市職員の退職手当等の特別措置に関する条例の制定について」

法：市内の私立幼稚園に在園者は、その幼稚園へ。市外の私立幼稚園に在園者は、直接、市教育委員会庶務課まで。

▼申込期間：三月六日（月）～三月十八日（土）

▼お問合せ：市教育委員会庶務課（☎2121内線502）

三月十九日（日）、午前九時～午後五時（土曜日・日曜日は午前九時～正午）

場所：社会教育課（芦屋市川西町十五番三号、青少年センター内）

入級が決まった後、説明会を三月二十五日（土）に開きます。

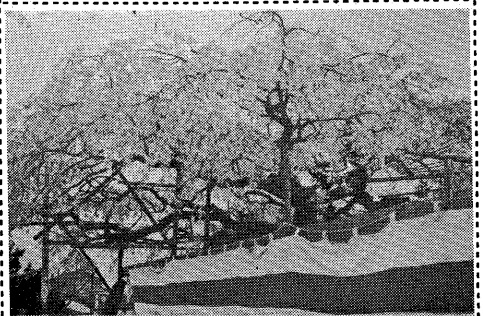
▼お問合せ：社会教育課まで（☎8229）

この「広報あしや」は、芦屋市広報委員会の自主活動のひとつとして広報委

3月のカレンダー

●健康センター会場
●保健所会場
■日曜医師 9:00~17:00

5日	●胃の集団検診 (9:00~11:30) ●健康相談 (10:00~11:30) ○3才児心の検診 (9:00~10:00)	21日 (火)	■岡医院 <内科> 岩園町5-18 ☎230401
6日	●胃の集団検診 (9:00~11:30) ●健康相談 (10:00~11:30) ○3才児心の検診 (9:00~10:00)	22日 (水)	●胃の集団検診 (9:00~11:30) ●母親学級 (13:00~16:00) ○育児教室 (13:00受付) ○歯科衛生相談 (14:00~15:00) ○精神衛生相談 (14:00~15:00)
7日	●胃の集団検診 (9:00~11:30) ●健康相談 (10:00~11:30) ○3才児心の検診 (9:00~10:00)	23日 (木)	●胃の集団検診 (9:00~11:30) ○3か月児検診 (13:30~15:00) ○家族計画相談 (13:30~15:00)
8日	●胃の集団検診 (9:00~11:30) ●母親学級 (13:00~16:00)	24日 (金)	○一般健康相談・妊婦検査 (9:00~11:00) ○療育相談 (13:00~14:00)
9日	●胃の集団検診 (9:00~11:30) ○3か月児検診 (13:30~15:00) ○家族計画相談 (13:30~15:00)	25日 (土)	●結核検診 (9:00~11:30) ●ツベルクリン反応注射 (10:00~11:30)
10日	○一般健康相談・妊婦検査 (9:00~11:00) ○療育相談 (13:00~14:00)	26日 (日)	■中村医院 <内科> 精道町2-4 ☎230468
11日	●結核検診 (9:00~11:30) ●健康相談 (10:00~11:30)	27日 (月)	●ツ反判定とBCG接種 (13:30~15:00)
12日	■鈴木医院 <内科> 西山町80 ☎22701 ●胃の集団検診 (9:00~11:30)	28日 (火)	●胃の集団検診 (9:00~11:30) ○3才児心の検診 (9:00~10:00、13:00~14:00)
13日	○一般健康相談・妊婦検査 (9:00~11:00) ○療育相談 (13:00~14:00)	29日 (水)	●胃の集団検診 (9:00~11:30)
14日	●胃の集団検診 (9:00~11:30) ●健康相談 (10:00~11:30) ○3才児心の検診 (9:00~10:00)	30日 (木)	●胃の集団検診 (9:00~11:30) ○乳幼児健康相談 (9:00~10:30) ○家族計画相談 (9:00~10:30)
15日	●胃の集団検診 (9:00~11:30) ●子宮がん検診 (9:00~12:00) ●母親学級 (13:00~16:00)	31日 (金)	○一般健康相談・妊婦検査 (9:00~11:00) ○療育相談 (13:00~14:00)
16日	●胃の集団検診 (9:00~11:30) ○3才児健康診査 (13:30~15:00)	4/1日 (土)	●結核検診 (9:00~11:30) ●健康相談 (10:00~11:30)
17日	●預血・献血 (10:00~15:00) ○一般健康相談・妊婦検査 (9:00~11:00) ○療育相談 (13:00~14:00)	2日 (日)	■伊藤病院 <外科> 大原町11-5 ☎24040
18日	●結核検診 (9:00~11:30) ●健康相談 (10:00~11:30)	3日 (月)	
19日	■野村医院 <内科> 伊勢町7-25 ☎25505	4日 (火)	●胃の集団検診 (9:00~11:30) ○3才児心の検診 (9:00~10:00) ●健康相談 (10:00~11:30)
20日	●胃の集団検診 (9:00~11:30) ○一般健康相談・妊婦検査 (9:00~11:00) ○療育相談 (13:00~14:00)	5日 (水)	
		6日 (木)	●胃の集団検診 (9:00~11:30) ○乳幼児健康相談 (9:00~10:30) ○家族計画相談 (9:00~10:30)
		7日 (金)	●胃の集団検診 (9:00~11:30) ○一般健康相談・妊婦検査 (9:00~11:00) ○療育相談 (13:00~14:00)



第3代目潮見ざくら



秘話さんぽ

桜の季節到来である。さくらをめぐり、秘話にふれてみたい。

初代の潮見ざくらだが、これはその昔、在原業平が堀通山(現西宮市)に上り、西宮の山に植えたものといわれている。この桜のあった所からは、芦屋沖が一望の眺めがえ、潮見ざくら、紀州熊野に通ずる虹のような潮筋の流れがえ、潮見ざくら、名がついたらしい(中略)。

世、寺ととも焼失。二代目は、現在の前田山教会館の西南にあたる旧西園街道北の森に植えられた。蔵月と名のつくとも枯死したらしい。三代目は、蔵月とともにもこの本植えられた。花時には、他村からの花見客もたえず訪れる有志によつて四代目「潮見ざくら」が同所に植えられたが、うまく根づかず、何度か内々に植えかえられているもの。今では訪れる人もなく、「桜」といふは芦屋川や豊園へ、春の客たちはむかふようになつた。さくらといふは、この潮見ざくらを咲かせるのだから。

●胃の集団検診：予約申込制、受診券発行。対象は満35才以上のかたが、同一血族中にかたにかつたことのある人のいる満30才以上のかたは受けられません。かたは受けられませんが、500円。妊婦のかたは受けられません。

●健康センター 2121(353)

●預血・献血：満16才~64才の希望者対象。健康相談：無料。

●保健所 320707

○3才児検診：9日、15日、23日は12月16日、末日生れ対象。満3才児心の検診：満3才誕生日前後の火曜日に来所。母子健康手帳を持参。○精神衛生相談：専門医によるノイローゼ等の相談。電話予約。○歯科衛生相談：歯ブラシ、コップ持参。虫歯予防の指導。○家族計画相談：受胎調節の相談。○療育相談：股関節の異常等でご心配なかた対象。前日までに予約。○育児教室：3、9か月児対象。○3才児健康診査：昭和50年2月生れの3才児。身体計測、小児科・歯科検診等。母子健康手帳持参。車での来所はご遠慮ください。

大型ゴミの収集	
3月の収集予定	4月の収集予定
8日(水) 松ノ内	5日(水) 精道
9日(木) 三条南・竹園	6日(木) 山芦屋
15日(水) 月若・西芦屋	12日(水) 山手
16日(木) 業平・上宮川	13日(木) 岩園
22日(水) 楠	
23日(木) 清水・前田	
29日(水) 打出春日	
30日(木) 宮川・六麓荘	

▼持出し場所：決められたステーション(燃えるゴミ等処理場)と離して置いてください。
▼持出し時間：午前8時30分まで(燃えるゴミ等と同じ時間です)。
なお、引越しごみ、葉刈りなどは出さないでください。従来どおり、電話申込制(有料)で収集します。くわしくは、市環境衛生課(☎2155)へ。

燃えるゴミ・燃えないゴミの収集

燃えるゴミ

燃えるゴミ(台所ゴミ・紙くずなど)の収集日と地区は次のとおりです。午前8時30分までに、ポリ袋かポリバケツで、決められたステーションへ。

不燃物、とくに割れガラスとかスプレーかななどの危険物をまぜないでください。

●月・水・金 収集地区
国鉄線以北の各町と
前田町・清水町

●火・木・土 収集地区
前田町・清水町を除く
国鉄線以南の各町

●奥池地区は従来どおりです。

燃えないゴミ

かん・ビン・陶器の割れ物等(三輪車やテレビより大きい物は大型ゴミに)の収集日と地区は次のとおり。午後0時30分までにステーションへ。燃えるゴミをまぜないでください。灰は水を打って完全に湿らせてないと収集できません。

●火曜日収集地区
阪急線と国鉄線間の各町と
前田町・清水町

●水曜日収集地区
前田町・清水町を除く
国鉄線と国道43号線間の各町

●木曜日収集地区
阪急線以北の各町

●金曜日収集地区
国道43号線以南の各町

●奥池地区は第1・第3水曜日

3月のあひだに

●市民のみなさんが毎日排出する「ゴミ」は、じりじりとふえ続け、いよいよ「ごみ戦争」が激化する一方です。このたたかいは勝つために「市の清掃の係がどうしてくれるか」だけでなく「わたしたちは何ができるか」を考えたいのです。

家庭製品の取り回し・空き缶の返却・廃品の売払いなど戦術はいくつもあり、それはまた、限りある資源の活用にもなります。

